

科学技術イノベーションの基盤的な力に関するワーキンググループ
運営規則

平成28年11月10日

科学技術イノベーションの基盤的な力に関するワーキンググループ

(ワーキンググループの運営)

第1条 科学技術イノベーションの基盤的な力に関するワーキンググループ(以下「WG」という。)の議事の手続その他WGの運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

(座長)

第2条 WGには座長を置く。

2 座長は、WGの事務を掌理する。

3 座長がWGに出席できない場合は、あらかじめ座長が指名する構成員が、その職務を代理する。

(構成員の欠席)

第3条 WGに属する構成員がWGを欠席する場合は、代理人をWGに出席させることはできない。また、他の構成員に議決権の行使を委任することはできない。

2 WGを欠席する構成員は、座長を通じて、当該WGに付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第4条 WGは、構成員の過半数が出席しなければ、議決することはできない。

2 WGの議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、座長の決するところによる。

3 WGは、関係機関に対して必要な協力を求め、調査・検討等に参加させることができる。

4 WGは、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。

(公開)

第5条 WGの会議は原則として公開する。ただし、座長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書の規定によりWGの会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(審議内容等の公表等)

第 6 条 座長は、WG における審議の内容等を、議事要旨の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が公表しないことが適当であるとしたときは、WG の決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、WG に関し必要な事項は、座長が定める。

(了)